

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示  
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本件業務は、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外である。

平成25年 5月13日

国立大学法人富山大学

契約責任者 事務局長 両角 晶仁

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 富山大学（五福他）非常時対応拠点施設設計業務
- (2) 業務内容 富山大学五福キャンパス、高岡キャンパス及び寺町団地の非常時対応拠点施設の実設計
- |       |  |
|-------|--|
| 建物名称  | 非常時対応拠点施設（五福キャンパス）                                   |
| 構造・階数 | 新築：鉄筋コンクリート造 地上2階建（680㎡）                             |
| 建物名称  | 非常時対応拠点施設（高岡キャンパス）                                   |
| 構造・階数 | 新築：鉄筋コンクリート造 地上2階建（380㎡）                             |
| 建物名称  | 非常時対応拠点施設（寺町団地）                                      |
| 構造・階数 | 新築：鉄筋コンクリート造 地上2階建（270㎡）<br>改修：鉄筋コンクリート造 地上1階建（810㎡） |
- (3) 履行期限 平成25年 9月13日（金）  
但し、計画通知手続き業務以外は平成25年8月23日（金）までとする。
- (4) 本件業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

## 2. 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格
- ① 文部科学省における平成25・26年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けている者であること。
  - ② 経営状況が健全であること。
  - ③ 不正又は不誠実な行がないこと。
  - ④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
- ① 担当予定技術者の能力

- 資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- ② 技術提案書の提出者の能力  
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準
- ① 担当予定技術者の能力  
資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- ② 技術提案書の提出者の能力  
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- ③ 業務の実施方針  
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性
- ④ 課題についての提案  
提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

### 3. 手続等

(1) 担当部局

〒930-8555 富山県富山市五福3190番地  
国立大学法人富山大学施設企画部施設企画グループ  
電話 076-445-6062

(2) 説明書の交付期間及び場所

平成25年 5月13日(月)から平成25年 5月23日(木)まで。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。9時00分から17時00分まで。(1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

平成25年 5月23日(木)17時00分 (1)に同じ。持参又は郵送すること。

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

平成25年 6月 5日(水)17時00分 (1)に同じ。持参又は郵送すること。

### 4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付。

ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3(1)に同じ。

- (8) 記2 (1) ①に掲げる資格を満たしていない者も記3 (3) により参加表明書を提出することができるが、記3 (4) の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (9) 詳細は説明書による。